

道路緑化技術基準の改正概要

1. 基準の改正の背景

(1) 道路緑化の推進により、一定のストックが形成の一方、以下のような課題

- ① 植栽構成の画一化
- ② 剪定・除草が行き届かず、見通しの障害、通行の支障、景観の悪化
- ③ 高齢木の増加により、倒木や落枝の発生

(2) 現行基準は昭和63年以降改正されておらず、仕様、性能、解説が混在

2. 改正の方向性

道路交通機能の確保を前提にしつつ、緑化に求められる機能を総合的に発揮させ、「道路空間や地域の価値向上」に資するよう道路緑化に努める

- ① 植栽構成(高木、低木の構成内容等)を一律に規定する考え方から、地域の特性を考慮した適切な植栽構成に転換
- ② 「植栽の健全な育成」とともに、「道路交通の安全の確保」により重点を置く
- ③ 管理基準を明確化するとともに、適切な更新の実施を記載
- ④ 道路管理者へ通知する基準として、シンプルで分かりやすい記載に見直し

3. 基準改正のポイント

課題・基準改正の必要性

具体的な改正内容

① 現行基準は、地域区分(都市部の住居系地域、地方部の集落地域等)ごとに植栽構成(高木、低木等の構成等)を具体的に規定

① 地域特性に応じた植栽構成とすべく、地域区分ごとの植栽構成の規定を削除し、地域の計画との整合等を図るよう規定

② 計画、設計時に、供用後の安全確保や維持管理を考慮する必要



② 交通の安全、構造物の保全等、計画、設計時に考慮しなければならない事項を規定するとともに、維持管理水準等を考慮した計画、設計を行うべきことを規定

交差道路の際まで低木が植栽され、視距確保のためには高頻度の剪定が必要

③ 設計時に、植栽する道路空間に見合った樹種選定、将来の姿を念頭に置いた樹木等の配置を行うべきことを規定

③ 管理について、現行基準は、整姿のための剪定など造園的視点が中心

④ 道路巡回時の留意点等、安全確保等の視点から道路管理者が実施すべき事項を規定

④ 高齢化・巨大化した樹木の増加、倒木の発生



台風による倒木



植樹樹の規模を超えた大径木化

⑤ 更新の規定を追加